

平成十六年七月六日受領  
答弁第一一二号

内閣衆質一五九第一一二号

平成十六年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員島聡君提出政府が保有する個人情報管理体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員島聡君提出政府が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対する答弁書

一について

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、行政機関は、個人情報ファイルを保有するに当たっては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限ることとされている。

法第八条第一項の規定に基づき公示されている個人情報ファイルのうち総務省が保有するもの（以下単に「個人情報ファイル」という。）について、平成十六年五月三十一日現在でアクセスを許可する権限を持つ者は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる者であり、同日現在でアクセスを許可されている者の数は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる数である。

二について

個人情報ファイルにアクセスする権限を持つ者を認証するために用いている方法は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法である。

三について

個人情報ファイルへのアクセスに係る記録のうち保存している内容は、別表第三の第一欄に掲げる区分に応じ、同表の第二欄に掲げる文書又は電磁的記録に記録されている同表の第三欄に掲げる内容であり、その保存期間は、同表の第二欄及び第三欄に掲げる区分に応じ、同表の第四欄に掲げる期間である。

#### 四について

職務の遂行以外の目的による個人情報ファイルへのアクセスの防止については、総務省においても、個人情報の安全確保について定めた法第五条第一項及び目的外利用等の制限について定めた法第九条の規定に基づき、以下のような対処をしているところである。

すなわち、総務省の保有する電子計算機処理に係る個人情報の安全及び正確性の確保に関する訓令（平成十三年総務省訓令第六十二号。以下「訓令」という。）第七条の規定により、個人情報ファイルの管理を担当する課長等に対して、関係職員の個人情報保護に関する意識の高揚を図るための措置を講ずることを義務付けているほか、各個人情報ファイルごとに、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置を講じている。

#### 五について

個人情報ファイルの不正なコピーの防止については、総務省においても、法第五条第一項の規定に基づき、以下のような対処をしているところである。

すなわち、訓令第十条第五項の規定により、個人情報ファイルの複写及び廃棄は、個人情報ファイルの保護担当者が保護管理者の承認を得て行うことを義務付けるとともに、総務省における情報システムの安全性を確保するための対策を定めた総務省情報セキュリティポリシー（以下単に「情報セキュリティポリシー」という。）により、情報セキュリティ担当官の許可がある場合を除き、情報を外部に送付し、又は持ち出すことを禁止しているほか、各個人情報ファイルごとに、別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置を講じている。

#### 六について

個人情報ファイルへの外部からの不正なアクセスの防止については、総務省においても、法第五条第一項及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第五条の規定に基づき、以下のような対処をしているところである。

すなわち、情報セキュリティポリシーにより、情報システム管理者にアクセスのための認証情報及びパ

スワードを嚴重に管理することを義務付けているほか、各個人情報ファイルごとに、別表第六の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置を講じている。

(別表第一)

電気通信消費者相談ファイル	無線従事者ファイル	電気通信主任技術者ファイル	工事担任者ファイル	苦情処理票データベース	局所相談ファイル	行政相談委員ファイル	恩給等受給者データベース	個人情報ファイルの名称
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	情報通信政策局情報流通振興課長			行政評価局行政相談課長		人事・恩給局恩給業務課情報処理調整官	アクセスを許可する権限を持つ者	
六十四人	五十人	六十七人	六十人	二百九十人		二百八十二人	アクセスを許可されている者の数	

	<p>長、各総合通信局情報通信部電気通信事業課 長及び沖縄総合通信事務所情報通信課長</p>	
アマチュア無線局ファイル	<p>総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料 企画室課長補佐、各総合通信局電波監理部企 画調整課長（信越総合通信局及び北陸総合通 信局にあつては、無線通信部企画調整課長）</p>	千三百五十七人
パーソナル無線ファイル	<p>及び沖縄総合通信事務所無線通信課長</p>	

(別表第二)

個人情報ファイルの名称	方法
恩給等受給者データベース	認証のためのキーの挿入、パスワードの入力及びIDカードの挿入
行政相談委員ファイル	ID及びパスワードの入力
局所相談ファイル	
苦情処理票データベース	
工事担当者ファイル	ID及びパスワードの入力
電気通信主任技術者ファイル	
無線従事者ファイル	
電気通信消費者相談ファイル	ID及びパスワードの入力



アマチュア無線局ファイル	パーソナル無線ファイル
ID及びパスワードの入力又は指紋認証	

(別表第三)

<p>個人情報ファイルの名称</p>	<p>恩給等受給者データベース</p>		<p>行政相談委員ファイル</p>	<p>局所相談ファイル</p>	<p>苦情処理票データベース</p>
<p>文書又は電磁的記録</p>	<p>認証のためのキーの使用管理簿</p>	<p>アクセスログ（アクセスの状況に関する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>アクセスログ</p>		
<p>内容</p>	<p>使用した者の氏名、認証のためのキーの貸出日時及び返却日時</p>	<p>アクセスした日時及び時間</p>	<p>アクセスした者のID並びにアクセスした日及び回数</p>		
<p>期間</p>	<p>平成十六年四月一日からすべての記録を保存しており、保存期間の終期を定めていない。</p>	<p>一年（平成十六年四月一日以降の記録に限る。）</p>	<p>三月</p>		

工事担任者ファイル	電気通信主任技術者ファイル	無線従事者ファイル	電気通信消費者相談ファイル	アマチュア無線局ファイル	パーソナル無線ファイル
アクセスログ	アクセスログ	アクセスログ	アクセスした者のID並びにログイン（システムにアクセス可能な状態になることをいう。）及びアクセスした日時	アクセスした者の氏名及びアクセスを終了した日時	アクセスした端末名、アクセスした日時及びアクセスを終了した日時
三月	保存している記録の容量が二ギガバイトを超えない期間（保有開始時（平成十三年四月一日）からすべての記録を保存している。）	三月			

(別表第四)

個人情報ファイルの名称	措置
恩給等受給者データベース	<p>① 入力内容を作成する事務及びこれを本体のデータとして入力する事務については、それぞれ担当する係を分け、さらにIDカードによって操作することができる業務の範囲を制限している。</p> <p>② 右の二つの事務に係る内容については、それぞれ、リストを出力し、複数の者で確認することとしている。</p> <p>③ 内部規程の遵守、情報セキュリティについての事例紹介など、定期的に個人情報保護に関する啓発を行っている。</p>
行政相談委員ファイル	<p>① 管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局及び行政評価事務所にあつては、アクセスすることができる個人情報ファイルの範囲をそれぞれの管轄区域に限定している。</p> <p>② 個人情報保護に関するセミナーを実施している。</p>
局所相談ファイル	個人情報保護に関するセミナーを実施している。

<p>工事担当者ファイル</p>	<p>① 内部規程により、職員に対し、適正に利用することを義務付けるとともに、業務上の目的以外に使用することの禁止を徹底している。</p>
<p>電気通信主任技術者ファイル</p>	<p>② 内部規程により、職員に対し、アクセスログを定期的に分析し、情報セキュリティ対策に活用することを義務付けている。</p>
<p>無線従事者ファイル</p>	<p>③ 情報セキュリティについて、オンライン研修を実施している。</p>
<p>電気通信消費者相談ファイル</p>	<p>定期的なアクセス記録を分析し、不審なアクセス記録があった場合にはアクセスした本人に確認することとしている。</p>
<p>アマチュア無線局ファイル</p>	<p>① 内部規程により、職員に対し、適正に利用することを義務付けるとともに、業務上の目的以外に使用することの禁止を徹底している。</p>
<p>パーソナル無線ファイル</p>	<p>② 内部規程により、職員に対し、アクセスログを定期的に分析し、情報セキュリティ対策に活用することを義務付けている。</p> <p>③ 情報セキュリティについて、セミナー及び研修を実施している。</p>

個人情報ファイルの名称	措置
恩給等受給者データベース	<p>① 内部規程により、職員に対し、磁気ファイルの貸与、複写、外部への持ち出し及び廃棄については、人事・恩給局恩給業務課情報処理調整官の承認を受けることを義務付けている。</p> <p>② 個人情報ファイルの複写については、同課情報処理調整官が承認した限られた運用担当者が行い、その結果を電磁的記録として保存している。</p> <p>③ 個人情報ファイルから複写することができる媒体は、システム構成上カートリッジ型磁気テープに限られており、磁気テープ管理システムにより媒体番号及びファイル名等の履歴を管理している。</p> <p>④ 承認されていない者の立入りを防止するため、電子計算機室（本体のデータを保有している室をいう。以下同じ。）に入退室管理システムを導入し、入退室の記録を管理している。</p> <p>⑤ 電子計算機室における不正の防止のため、監視カメラによる監視体制措置を講じている。</p>
行政相談委員ファイル	個人情報保護に関するセミナーを実施している。

局所相談ファイル	苦情処理票データベース	工事担任者ファイル	電気通信主任技術者ファイル	無線従事者ファイル	電気通信消費者相談ファイル
<p>① 内部規程により、職員に対し、所属課室長の許可なくデータを記録媒体により保管することを禁止している。</p> <p>② 運用センター（全国的な業務処理のためにサーバを設置し、管理及び運用を行う室をいう。以下同じ。）において、指紋認証による入退室管理を実施し、入退室の記録を保存している。</p> <p>③ 運用センターに侵入感知センサー及び監視カメラを設置している。</p> <p>④ 情報セキュリティについて、オンライン研修を実施している。</p>		<p>① 個人情報ファイルに係るシステムは外部記憶媒体へダウンロードすることができない仕様になっている。</p> <p>② 個人情報ファイルをプリントアウトする場合は、総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長等の許可を要することとしており、許可の記録を保存している。</p>			

アマチュア無線局ファイル	
パーソナル無線ファイル	<p>① 内部規程により、職員に対し、所属課室長の許可なくデータを記録媒体により保管することを禁止している。</p> <p>② 運用センターにIDカードによる入退室管理を実施し、入退室の記録を保存している。</p> <p>③ 運用センターに侵入感知センサー及び監視カメラを設置している。</p> <p>④ 情報セキュリティについて、セミナー及び研修を実施している。</p>



(別表第六)

個人情報ファイルの名称	措置
恩給等受給者データベース	インターネット、LAN等の他のシステムと接続していない。
行政相談委員ファイル	① ファイアウォールを設置している。 ② 侵入検知装置を設置している。
局所相談ファイル	③ リモートメンテナンス(通信回線による遠隔保守作業をいう。以下同じ。)を含め、インターネット経由で個人情報ファイルにアクセスすることができないこととしている。 ④ 内部規程により、職員に対し、三月に一回以上パスワードを変更することを義務付けている。
苦情処理票データベース	⑤ 外部専門家による情報セキュリティに関する監査を毎年実施している。
工事担当者ファイル	① ファイアウォールを設置している。
電気通信主任技術者ファイル	② 暗号化装置によって通信回線におけるデータを暗号化している。 ③ 同一のパスワードの有効期間を三月に制限している。 ④ パスワードを三回誤って入力すると、接続ができなくなるようにしている。

無線従事者ファイル	⑤ 外部専門家による情報セキュリティに関する監査を毎年実施している。
電気通信消費者相談ファイル	インターネット、LAN等の他のシステムと接続していない。
アマチュア無線局ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ファイアウォールを設置している。</li> <li>② 侵入検知装置を設置している。</li> <li>③ ルータ（ネットワークの中継装置をいう。）による情報の送付先を指定することによりアクセスを制限している。</li> <li>④ リモートメンテナンスを含め、インターネット経由で個人情報ファイルにアクセスすることができないこととしている。</li> <li>⑤ 端末からインターネットに接続していない。</li> <li>⑥ 内部規程により、職員に対し、三月ごとにパスワードを変更することを義務付けている。</li> <li>⑦ 外部専門家による情報セキュリティに関する監査を実施している。</li> </ul>
パーソナル無線ファイル	